

租税に関する情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する
二重課税の回避のための日本国政府とガーナ政府との間の
協定

租税に関する情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府と
ガーンジー政府との間の協定

日本国政府及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府の委任に基づき租税に関する情報の交換のための協定を交渉し、締結する権限を有するガーンジー政府は、
租税に関する情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための協定を締結することを希望して、

次のとおり協定した。

第一章 総則

第一条 一般的定義

1 この協定の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する区域であって、日本国が国際法に基づき主権的権

利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての区域（海底及びその下を含む。）をいう。

(b) 「ガンジー」とは、地理的意味で用いる場合には、ガンジー島、オールダニー島及びハーム島（国際法に従って設定された領海であつてこれらの島に隣接するものを含む。）をいう。

(c) 「集団投資基金又は集団投資計画」とは、あらゆる集団投資の媒体（法的な形態のいかんを問わない。）をいう。「公開集団投資基金又は公開集団投資計画」とは、その持分証券、株式その他の持分が一般に容易に購入され、販売され、又は償還される集団投資基金又は集団投資計画をいう。集団投資基金又は集団投資計画の持分証券、株式その他の持分は、その購入、販売又は償還が限られた投資家の集団に黙示的にも明示的にも制限されていない場合には、一般に容易に購入され、販売され、又は償還されるものとする。

(d) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(e) 「権限のある当局」とは、次の者をいう。

- (i) 日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者
- (ii) ガーンジーについては、所得税局長又は権限を与えられたその代理者
- (f) 「締約者」とは、文脈により、日本国又はガーンジーをいう。
- (g) 「情報」とは、事実、記述、文書又は記録（形態のいかんを問わない。）をいう。
- (h) 「情報収集のための措置」とは、被要請者が要請された情報を入手し、かつ、提供することを可能にするための法令及び行政上又は司法上の手続をいう。
- (i) 「国民」とは、次の者をいう。
 - (i) 日本国については、日本国の国籍を有する全ての個人、日本国の法令に基づいて設立され、又は組織された全ての法人及び法人格を有しないが日本国の租税に関し日本国の法令に基づいて設立され、又は組織された法人として取り扱われる全ての団体
 - (ii) ガーンジーについては、ガーンジーの居住者であり、かつ、英国の市民権を有する個人、ガーンジーの法令に基づいて設立され、又は組織された全ての法人及び法人格を有しないがガーンジーの租税に関しガーンジーの法令に基づいて設立され、又は組織された法人として取り扱われる全ての団体

- (j) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。
- (k) 「主たる種類の株式」とは、法人の議決権及び価値の過半を占める一又は二以上の種類の株式をいう。
- (1) 「株式公開法人」とは、その主たる種類の株式が公認の有価証券市場に上場されている法人をいう。ただし、その上場された株式が一般に容易に購入され、又は販売される場合に限る。株式は、その購入又は販売が限られた投資家の集団に黙示的にも明示的にも制限されていない場合には、一般に容易に購入され、又は販売されるものとする。
- (m) 「公認の有価証券市場」とは、次のものをいう。
 - (i) 日本国の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基づき設立された金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会により設立された有価証券市場
 - (ii) チャネル諸島証券取引所
 - (iii) 両締約者の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するもの
- (n) 「被要請者」とは、情報の提供を要請された締約者又は要請に応じて情報を提供した締約者をいう。

(o) 「要請者」とは、情報の提供を要請する締約者をいう。

2 締約者によるこの協定の適用に際しては、この協定において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、当該締約者の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該締約者において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該締約者の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。

第二章 情報の交換

第二条 目的及び適用範囲

両締約者は、自己の権限のある当局を通じて、次章及び第四章の規定の実施又は第四条に規定する租税に関する両締約者の法令の運用若しくは執行に関連する情報の交換を通じて支援を行う。そのような情報は、同条に規定する租税の決定、賦課及び徴収、租税債権の回収及び執行並びに租税事案の捜査及び訴追に関連する情報を含む。情報は、この協定に従って交換するものとし、かつ、第八条に規定するところにより秘密として取り扱う。この協定に基づいて被要請者が情報を入手し、及び提供するに際しては、被要請者の法令又は行政上の慣行によって当該情報を有する者に対して保障されている手続上の権利及び保護は、これ

らの権利及び保護が実効的な情報の交換を不当に妨げ、又は遅延させる場合を除くほか、引き続き適用される。

第三条 管轄

被要請者は、その当局によって保有されておらず、かつ、その領域的管轄内にある者が保有しておらず、又は入手することができない情報については、それを提供する義務を負わない。

第四条 対象となる租税

1 この章の規定は、次の租税について適用する。

- (a) 日本国については、
 - (i) 所得税
 - (ii) 法人税
 - (iii) 住民税
 - (iv) 相続税
 - (v) 贈与税

(vi) 消費税

(b) ガーンジーについては、

(i) 所得税

(ii) 住宅利得税

2 この章の規定は、1に規定する租税に加えて又はこれに代わってこの協定の署名の日の後に課される租税であつて、1に規定する租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約者の権限のある当局は、各締約者の租税に関する法令について行われた重要な改正であつて、この協定の対象となる事項に影響を及ぼすものを相互に通知する。

第五条 要請に基づく情報の交換

1 被要請者の権限のある当局は、第二条に定める目的のため、要請に応じて情報を提供する。当該情報は、被要請者が当該情報を自己の課税目的のために必要とするか否かを考慮することなく、また、調査の対象となる行為が被要請者の領域的管轄内において行われたとした場合にその法令の下において犯罪を構成するか否かを考慮することなく、提供される。

2 被要請者は、その権限のある当局が保有する情報が情報提供の要請に応ずるために十分でない場合には、自己の課税目的のために必要でないときであっても、要請された情報を要請者に提供するために必要な全ての関連する情報収集のための措置をとる。

3 要請者の権限のある当局から特に要請があつた場合には、被要請者の権限のある当局は、被要請者の法令によって認められる範囲において、記録の原本の写しに認証を付した形式で、この条の規定に基づく情報の提供を行う。

4 各締約者は、自己が第二条に定める目的のため、かつ、第三条の規定の範囲内で、次に掲げる情報を要請に応じ自己の権限のある当局を通じて入手し、及び提供する権限を有することを確保する。

(a) 銀行その他の金融機関及び代理人として活動し、又は受託者の資格で活動する者（名義人及び信託の受託者を含む。）が有する情報

(b) (i) 法人、組合その他の者の所有に関する情報（所有の連鎖における全ての者の所有に関する情報を含む。）

(ii) 信託については、委託者、受託者、保護者及び受益者に関する情報

(iii) 財団については、設立者、理事会の構成員及び受益者に関する情報

この協定は、両締約者に対し、過重な困難を生じさせることなしに株式公開法人又は公開集団投資基金若しくは公開集団投資計画の所有に関する情報を入手することができる場合を除くほか、当該情報を入手し、又は提供する義務を生じさせるものではない。

5 要請者の権限のある当局は、可能な限りの詳細を付してこの協定に基づく情報提供の要請を行うものとし、求める情報が第二条に定める目的に照らして当該要請と関連性を有することを示すため、被要請者の権限のある当局に対し、次に掲げる情報を書面により提供しなければならない。

- (a) 調査の対象となる者を特定する事項
- (b) 要請者の課税目的のために必要なものとして要請する情報の対象となる期間
- (c) 要請する情報の性質及び要請者が希望する被要請者から当該情報を受領する形式
- (d) 要請する情報を必要とする課税目的
- (e) 要請する情報が第二条に定める目的に照らしてその要請と関連性を有する理由
- (f) 要請する情報を被要請者が保有しているか又は被要請者の領域的管轄内にある者が保有しており、若

しくは入手することができると認める根拠

(g) 要請する情報を保有しており、又は入手することができると認められる者の名称及び住所（判明している場合に限る。）

(h) 要請が要請者の法令及び行政上の慣行に従って行われており、要請する情報が要請者の領域的管轄内にあったとしたならば要請者の権限のある当局が要請者の法令に基づいて、又は要請者の通常の行政上の慣行を通じて当該情報を入手することができ、並びに当該要請がこの協定に従って行われている旨の

記述

(i) 要請する情報を入手するために要請者が自己の領域的管轄内において利用可能な全ての手段（過重な困難を生じさせるものを除く。）をとった旨の記述

第六条 海外における租税に関する調査

1 被要請者の権限のある当局は、要請者の権限のある当局の要請があったときは、被要請者の法令が認める範囲内において、被要請者内における租税に関する調査の適当な部分に要請者の権限のある当局の代表者が立ち会うことを認めることができる。

2 租税に関する調査を行う被要請者の権限のある当局は、1に規定する要請に応ずる場合には、できる限り速やかに、要請者の権限のある当局に対し、当該調査の時間及び場所、当該調査を行う当局又は職員並びに当該調査を行うために被要請者が求める手続及び条件を通知する。租税に関する調査の実施についての全ての決定は、当該調査を実施する被要請者が行う。

第七条 要請を拒否することができる場合

1 被要請者は、要請された情報が要請者の領域的管轄内にあったとしても要請者の権限のある当局が要請者の法令に基づいて、又は要請者の通常の行政上の慣行を通じて入手することができない場合には、当該情報を入手し、又は提供することを要求されない。

2 被要請者の権限のある当局は、次の場合には、支援を拒否することができる。

- (a) 要請者の要請がこの協定に従って行われていない場合
- (b) 要請する情報を入手するために要請者が自己の領域的管轄内において利用可能な全ての手段をとらなかつた場合（そのような手段をとることが過重な困難を生じさせる場合を除く。）
- (c) 要請された情報を公開することが被要請者の公の秩序に反することとなる場合

3 この協定は、締約者に対し、営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密又は取引の過程を明らかにするような情報を提供する義務を課するものではない。そのような情報には、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に関してその依頼者との間で行う通信に関する情報であつて、各締約者の法令に基づいて保護されるものを含む。この3の前段及び中段の規定にかかわらず、第五条4に規定する情報は、同規定に規定する情報であることのみを理由として、そのような秘密又は取引の過程として取り扱われることはない。

4 情報提供の要請は、当該要請を行う契機となつた租税債権が係争中であることを理由として、拒否されることはない。

5 被要請者は、要請者が自己の租税に関する法令の規定又はこれに関連する要件であつて、同様の状況にある要請者の国民との比較において被要請者の国民を差別するものを運用し、又は執行するために情報の提供を要請する場合には、その要請を拒否することができる。

第八条 秘密

1 この協定に基づき両締約者の権限のある当局が提供し、及び受領した全ての情報は、秘密として取り扱

う。

2 1に規定する情報は、第二条に定める目的（不服申立てについての決定を含む。）に関与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）であつて、両締約者内にあるものに対してのみ開示するものとし、これらの者又は当局は、当該目的のためにのみ当該情報を使用する。当該情報は、当該目的のため、公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。

3 1に規定する情報は、被要請者の権限のある当局の書面による明示の同意なしに、第二条に定める目的以外の目的のために使用することができない。

4 1に規定する情報は、非締約者内にある者又は当局に開示することができない。

第九条 費用

支援の提供において生じた費用の負担については、両締約者の権限のある当局の間で合意される。

第三章 二重課税の回避

第十条 対象となる者

この章の規定は、一方又は双方の締約者の居住者である個人に適用する。

第十一条 対象となる租税

1 この章の規定は、次の租税について適用する。

(a) 日本国については、

(i) 所得税

(ii) 住民税

(以下この章において「日本国の租税」という。)

(b) ガーンジーについては、所得税

(以下この章において「ガーンジーの租税」という。)

2 この章の規定は、1に規定する租税に加えて又はこれに代わってこの協定の署名の日の後に課される租税であつて、1に規定する租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約者の権限のある当局は、各締約者の租税に関する法令について行われた重要な改正であつて、この協定の対象となる事項に影響を及ぼすものを相互に通知する。

第十二条 居住者

1 この章の規定の適用上、「締約者の居住者」とは、当該締約者の法令の下において、住所、居所その他これらに類する基準により当該締約者において課税を受けるべきものとされる個人をいう。ただし、「締約者の居住者」には、当該締約者内に源泉のある所得のみについて当該締約者において租税を課される個人を含まない。

2 1の規定により双方の締約者の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。

(a) 当該個人は、その使用する恒久的住居が所在する締約者の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約者内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的關係がより密接な締約者（重要な利害關係の中心がある締約者）の居住者とみなす。

(b) その重要な利害關係の中心がある締約者を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締約者内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が所在する締約者の居住者とみなす。

(c) その常用の住居を双方の締約者内に有する場合又はこれをいずれの締約者内にも有しない場合には、両締約者の権限のある当局は、合意によりその事案を解決する。

第十三条 政府職員

1 政府の職務の遂行として一方の締約者又は一方の締約者の地方政府若しくは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約者又は当該一方の締約者の地方政府若しくは地方公共団体によつて支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該一方の締約者においてのみ租税を課することができる。もつとも、当該役務が他方の締約者内において提供され、かつ、当該個人が当該他方の締約者の居住者であつて、専ら当該役務を提供するため当該他方の締約者の居住者となつた者でないものである場合には、その給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約者においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約者又は一方の締約者の地方政府若しくは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約者若しくは当該一方の締約者の地方政府若しくは地方公共団体によつて支払われ、又は当該一方の締約者若しくは当該一方の締約者の地方政府若しくは地方公共団体が拋出し、若しくは設立した基金から支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約者においてのみ租税を課することができる。

3 1及び2の規定は、一方の締約者又は一方の締約者の地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる給料、賃金、退職年金その他これらに類する報酬については、適用しない。

第十四条 学生

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約者内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締約者の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約者の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付（当該一方の締約者外から支払われるものに限る。）については、当該一方の締約者においては、租税を課することができない。この条に定める租税の免除は、事業修習者については、当該一方の締約者内において最初に訓練を開始した日から一年を超えない期間についてのみ適用する。

第十五条 二重課税の除去

1 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令の規定に従い、日本国の居住者がこの章の規定に従つてガンジーにおいて租税を課される所得をガンジー内から取得する場合には、当該所得について納付されるガンジーの租税の額は、当該居住者に対して課さ

れる日本国の租税の額から控除する。ただし、その控除の額は、当該控除が行われる前に算定された日本国の租税の額のうち当該所得に対応する部分を超えないものとする。

2 ガーンジー外の領域において納付される租税をガーンジーの租税から控除することに関するガーンジーの法令（その一般原則に影響を及ぼさないものに限る。）の規定に従い、

(a) (c)に規定する場合を除くほか、ガーンジーの居住者がこの章の規定に従って日本国において租税を課される所得を取得するときは、ガーンジーは、日本国において納付される租税の額を当該所得について納付すべきガーンジーの租税の額から控除する。

(b) ただし、(a)の控除の額は、当該控除が行われる前に算定された租税の額のうち、日本国において租税を課される所得に対応する部分を超えないものとする。

(c) ガーンジーの居住者がこの章の規定に従って日本国においてのみ租税を課される所得を取得する場合には、ガーンジーは、当該居住者の残余の所得に対する租税の額の算定に当たり、当該所得にこの章の規定に従って日本国においてのみ租税を課される所得を含めることができる。

第四章 特別規定

第十六条 相互協議手続

1 一方又は双方の締約者の措置により前章の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることになる者又は認める者は、その事案について、当該一方又は双方の締約者の法令に定める救済手段とは別に、第十二条の規定により自己が居住者とされる締約者の権限のある当局に対して、申立てをすることができ、当該申立ては、前章の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

2 一方の締約者の権限のある当局は、1に規定する申立てを正当と認めるが、自ら満足すべき解決を与えることができない場合には、前章の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約者の権限のある当局との合意によってその事案を解決するよう努める。成立した全ての合意は、両締約者の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約者の権限のある当局は、この協定の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によって解決するよう努める。

4 両締約者の権限のある当局は、3に規定する合意に加え、第二章の規定の適用のための手続について相

互に合意することができる。

5 両締約者の権限のある当局は、2から4までに規定する合意に達するため、直接相互に通信することができる。

第五章 最終規定

第十七条 見出し

この協定中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第十八条 効力発生

1 両締約者の政府は、この協定の効力発生のために必要とされる内部手続の完了を書面により相互に通知する。この協定は、双方の通知が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この協定は、次のものについて適用する。

(a) 課税年度に基づいて課される租税に関しては、この協定が効力を生ずる日以後に開始する各課税年度

の租税

- (b) 課税年度に基づかないで課される租税に関しては、この協定が効力を生ずる日以後に課される租税
- 3 2の規定にかかわらず、第三章の規定は、次のものについて適用する。

- (a) 源泉徴収される租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

- (b) 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

第十九条 終了

- 1 この協定は、一方の締約者によって終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約者も、この協定の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに、他方の締約者に対し書面による終了の通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。この場合には、この協定は、次のものについて適用されなくなる。

- (a) 源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(b) 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(c) その他の租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に課される租税

2 1の規定にかかわらず、各締約者は、この協定に基づき当該締約者の権限のある当局が提供し、及び受領した情報について、引き続き第八条の規定に拘束される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十一年十二月六日にロンドンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

林 景一

ガーンジー政府のために

リンドン・トロット

議定書

租税に関する情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とガーナ政府との間の協定（以下「協定」という。）の署名に当たり、日本国政府及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府の委任に基づき租税に関する情報の交換のための協定を交渉し、締結する権限を有するガーナ政府は、協定の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

協定第五条の規定に関し、被要請者の権限のある当局は、できる限り速やかに要請された情報を要請者に提供する。迅速な対応を確保するため、被要請者の権限のある当局は、次のことを行う。

- (a) 要請者の権限のある当局に対し、要請の受領を書面によって確認すること及び当該要請に不備がある場合には、要請者の権限のある当局に対し、当該要請の受領の日から六十日以内に当該不備を通知すること。

- (b) 要請の受領の日から九十日以内に要請された情報を入手し、及び提供することができない場合（当該情報を提供することについて障害がある場合又は当該情報を提供することを拒否する場合を含む。）に

は、要請者の権限のある当局に対し、そのような入手及び提供が不可能である理由、当該障害の性質又はその拒否の理由を説明するため直ちに通知すること。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千十一年十二月六日にロンドンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

林 景一

ガーンジー政府のために

リンドン・トロット

